平成２４年（フ）第４８９号
岐阜市粟野東５丁目551番地２
債務者　林　香緒里
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３５６号
名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の663
アーバンラフレ鳴海５号棟109号
債務者　柴田　育子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０６号
兵庫県神崎郡市川町美佐526―５、住民票上の住所兵庫県神崎郡市川町下瀬加427番地
債務者　堀尾　成宏
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６１４号
兵庫県姫路市網干区津市場686番地４　ルシエール津市場201
債務者　岩成　眞一
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６１５号
兵庫県姫路市網干区津市場686番地４　ルシエール津市場201
債務者　岩成　充子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５９号
奈良県大和郡山市九条町827番地７
債務者　武市　照美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1788番地、旧住所鳥取県八頭郡八頭町新興寺563番地３
債務者　濵戸　晶子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６９号
鳥取県鳥取市河原町佐貫1107番地18
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
鳥取県鳥取市古市605番地　メゾン邑美野Ⅰ―101号
債務者　宍戸　修平
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３０号
広島県廿日市市可愛12番１号
債務者　石澤　早苗
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３号
広島県庄原市総領町稲草695番地、旧住所広島県三次市三和町上壱4739番地
債務者　渡辺　健市
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７４号
広島県庄原市総領町稲草695番地、旧住所広島県三次市三和町上壱4739番地
債務者　渡辺　和美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８１号
広島県福山市藤江町590番地、旧住所広島県福山市新市町大字戸手2072番地１　山根ハイツ103
債務者　杉原　範彦
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８２号
広島県福山市新市町大字戸手809番地８、旧住所広島県福山市芦田町大字福田1126番地24
債務者　土井　智子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８５号
広島県福山市山手町６丁目28番８―403号、旧住所広島県福山市曙町１丁目14番16―３号
債務者　浜元　理恵（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９０号
山口県下関市一の宮町１丁目６番12号　コンフレールＫ・Ｎｏ．１　105号、前住所山口県下関市秋根北町６番４　212号
債務者　向田武三郎
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
愛媛県四国中央市川之江町1032番地２　アサヒパレス川之江Ａ棟605号、前住所愛媛県四国中央市川之江町1032番地２　アサヒパレス川之江Ａ棟406号
債務者　泉　　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松山地方裁判所西条支部